第５　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の９の３第１項の規定により適用する法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第６・第７　［略］

第８　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の９の３第１項の申込みをする場合に限る。）

第９　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法第34条の９の３第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

［１．～４．　略］

５．職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項

「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

⑴　２人以上の員外監事（第３条第２項又は金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第３条第２項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第34条の９の３第１項第３号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

⑵　２人以上の員外監事がいるが独立員外監事がいない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

６．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（労働金庫法第58条の３第１項第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

［⑵・⑶　略］

⑷　「特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

第４　協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第９条第１項の規定により法第15条第１項の申込みをする場合に限る。）

第５・第６　［同左］

第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）

第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第９条第１項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

［１．～４．　同左］

［加える。］

５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。